

施設等利用給付認定を受けている保護者さま

保育料無償化制度の経過措置期間の終了に伴い、

現在、国の基準を満たしていない施設に通われている場合、

令和6年10月以降、保育料の無償化が受けられなくなる可能性があります

○保育料の無償化の対象施設について

保育料無償化制度の開始から5年間（令和元年10月1日から令和6年9月30日まで）は、経過措置として、原則、基準を満たしていない施設に通われていても、保育料の無償化（施設等利用給付）の対象となっています。

この度「5年間の経過措置」が終了となることから、

◎令和6年10月以降、国の基準を満たしていない認可外保育施設

（指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設）を利用する場合は、保育料無償化（施設等利用給付）を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

現在、国の基準を満たしていない施設について

※現在、認可外保育施設への立ち入り調査を順次実施しております。

調査において基準を満たしていることが確認でき次第、保育料無償化の対象施設となります。

※保育料無償化の対象施設の確認は、ご利用予定の施設へ直接ご確認いただくか、静岡市ホームページ（下記QRコード※静岡市内の施設のみ）によりご確認ください。

市外の施設につきましては、施設のある市区町村へご確認ください。



静岡市認可外保育施設一覧表（2024年8月1日現在）

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/51229/20240802.pdf>

※情報は更新されますのでご注意ください